

米英の道路及び河川関連公共事業における中長期計画の現状

国土技術政策総合研究所 正会員 ○藤井 都弥子
 国土技術政策総合研究所 正会員 飯野 光則
 国土技術政策総合研究所 正会員 小川 智弘
 (株)公共計画研究所 利部 智

1. はじめに

国総研では、我が国の安定的・持続的な公共投資に関する政策研究のため、インフラ政策・計画の国際比較等に関する調査を進めている。昨年度、欧米諸国における交通関連公共事業の中長期計画の現状について報告した¹⁾。今回、これらの対象国のうち、近年、中長期計画の見直しが行われた米・英を対象として追加調査を実施するとともに、河川関連公共事業における中長期計画についても調査を行ったのでその成果を紹介する。

2. 各国の中長期計画の現状

2. 1 アメリカ

2. 1. 1 道路分野

アメリカにおける道路分野の政策・計画等の体系を図-1に示す。道路分野における長期的な方針や連邦予算を規定する法律(授權法)としてMAP-21が定められている。この法律により、各州政府や都市圏計画機構がそれぞれ「長期交通計画」や「交通改善プログラム」を策定し、継続的に実施するように定められている。MAP-21では個別事業の個所付けはされていないが、「長期交通計画」において今後20年間に予定されている個別事業が5年程度のサイクルで承認される。さらにこの「長期交通計画」をふまえて策定される「交通改善プログラム」において、今後4年間の優先事業の個所付けと資金計画が策定される。

なお、2015年12月にMAP-21の後継法であるFixing America's Surface Transportation Act(FAST Act) について大統領による承認の署名が行われた。FAST Actは、基本的な方針や実施プログラムはMAP-21を継承

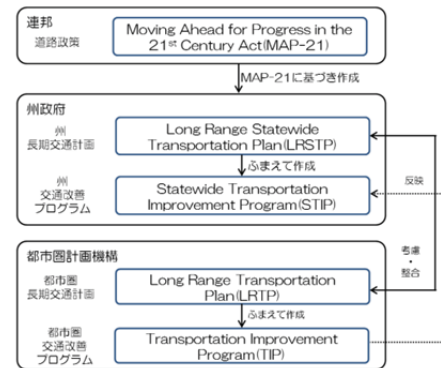


図-1 アメリカにおける道路分野の政策・計画等の体系

しているが、予算が増額されるとともに各プログラムの具体的な項目の見直しや物流プログラムの追加等の変更が行われている。

2. 1. 2 河川分野

河川分野では、水資源改革開発法(Water Resource Reform and Development Act of 2014, 以下 WRRDA)が授權法として2014年に制定された。WRRDAでは、事業選定プロセスや費用負担等に関する規定、プロジェクトの実施プロセスの迅速化に向けた規定、これまでの法律で規定された事業の整理、事業の再評価や優先付に関する透明性や説明責任、議会の監視の権限を強化するための規定が示されている。また、新規事業の位置付けは行われていないが、過去の法律で位置付けられた進行中の事業に関しては、分野毎(航路、洪水リスク管理、ハリケーン等の被害リスク抑制や環境の回復等)に計34の建設事業を位置付けており、予算総額は120億ドルに及ぶ。一方、2007年水資源開発法より以前に位置付けられたが動きのない事業に対する承認の取り消しを規定しており、取消対象事業の予算総額は180億ドルに及ぶ。

キーワード 公共事業, 社会資本整備, 中長期計画

連絡先 〒305 茨城県つくば市旭1 国土交通省 国土技術政策総合研究所 TEL: 029-864-4239

アメリカにおける治水の責任は市町村にあり、州や市町村からの要望により連邦は事業化の調査や検討を行い、連邦議会に承認されることで初めて事業化される。そのため、WRRDAには予算規模や目標年次等は示されていない。また、道路分野と異なりWRRDAを踏まえて各州等で統一的に策定される計画はない。

2. 2 イギリス

2. 2. 1 社会資本整備全体

イギリスでは、交通、情報通信、治水等社会資本整備全体に関する中長期計画として、2010年に財務省により「国家インフラストラクチャー計画(National Infrastructure Plan)」が策定されている。この計画は、全国的なインフラへの投資の姿を表明し、その重要性を説明するために策定されており、5~6年を対象とする計画であるが、毎年更新される。

2. 2. 1 道路分野

イギリスにおける道路分野の政策・計画等の体系を図-2に示す。イギリスでは、交通省が所管する道路路が主要道路における道路事業を実施していた。道路庁は2013年に交通省が策定した「道路のための行動(Action for Roads)」に基づいて2015年に国有会社化され、Highways England(HE)と改称された。また、交通省は2015年度から2019年度を計画期間とし、予算総額や指標、達成目標等を定めた「道路投資戦略(Road Investment Strategy : RIS)」を2015年7月に公表した。

HEは、RISに記された目標と事業を実施するために、まず、会社の基本方針である「HE戦略ビジネスプラン(HE Strategic Business Plan : SBP)」を、次にSBPで示した方針を達成するための詳細なプログラムである「HE実施計画(HE Delivery Plan)」を策定して道路事業を実施している。

2. 2. 2 河川分野

イギリスにおける河川分野の政策・計画等の体系を図-3に示す。イギリスでは、治水事業は環境・食糧・農村・地域省(DEFRA)の外郭行政法人である環境庁(EA)、地方自治体等が実施している。

近年の大規模な洪水発生を踏まえて、2010年洪水・海岸リスク管理法(Flood and Water Management Act)が制定された。これを受けてEAは2011年に「全国洪水・海岸浸食リスク管理戦略(National FCERM

Strategy)」を策定し、洪水と海岸浸食のリスク管理の枠組みを示した。

また、DEFRAは2014年に6か年の投資プログラム「洪水・海岸浸食リスクの削減:投資計画(Reducing the risk of flooding and coastal erosion: An Investment Plan)」を公表した。同プログラムにおいては、完了したインフラ事業による経済効果やプログラムの実施により恩恵を受ける重要な国のインフラ数、政府の優先プロジェクトの進捗状況等の指標が定められており、EAは四半期もしくは1年ごとに結果をDEFRAに報告することが義務づけられている。

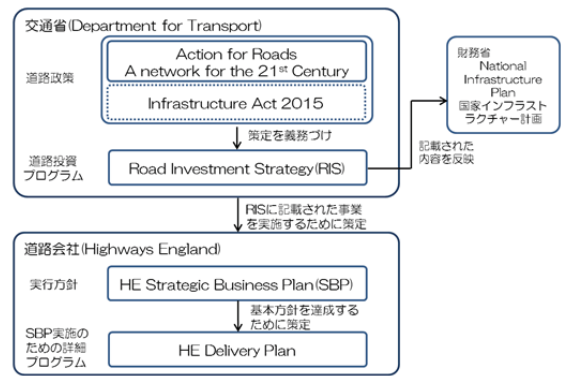


図-2 イギリスにおける道路分野の政策・計画等の体系

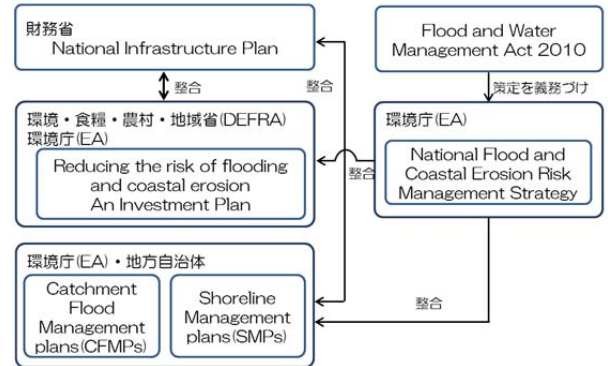


図-3 イギリスにおける河川分野の政策・計画等の体系

3. おわりに

今回の調査により、アメリカとイギリスの計画体系の違い、道路・河川における国の関与度、権限等の違いについて概ね把握することができた。

今後も、我が国の公共投資に関する政策研究の参考となるよう、引き続き欧米諸国の公共関連事業の中長期計画等の状況について調査を進めていく予定である。

参考文献：藤井ら、欧米主要国の交通関連公共事業における中長期計画と事業評価制度の現状；第70回年次学術講演会，2015